

戦前内閣の官僚出身大臣に関する基礎的考察

高田久徳

はじめに

戦前期における官僚や官僚制に関する個別研究は枚挙に暇がないほど存在するが¹⁾、管見の限りでは、官僚出身の大臣の全体像を論じた研究は見当たらず、官僚出身の大臣の総数、出身官庁、包含状態についても詳らかにはされていない²⁾³⁾。本稿は計量的分析を研究手法として用いて、官僚出身の大臣を経歴や所属から分析し直すという作業を行い⁴⁾、戦前期の内閣における官僚出身の大臣の総数や出身官庁を明らかにした上で、その包含状態と時期的変化について考察し、官僚出身の大臣の特質を捉え、戦前内閣史の時期区分に若干の考察を加えることを課題とする。

1、用語の定義

初めに考察の対象となる戦前期の内閣を限定する。本稿では第一次伊藤内閣から東久邇宮内閣に至る44代の内閣を対象とし、これらを「戦前内閣」と呼ぶこととする。

次に「大臣」は内閣総理大臣、各省大臣、班列、無任所大臣とし、内閣書記官長や法制局長官などは大臣を兼任する場合を除き、親任官待遇を受けている場合でも「大臣」とは数えない。

さらに「官僚」は「各官庁の文官で勅任官・奏任官であった者」とする。勅任官・奏任官・判任官の区別は、官吏の身分を表す等級である官等が、慶応4(1868)年閏4月21日の政体書発布により規定されたことに伴い⁵⁾、同年5月24日には一等官から三等官までを勅授官、四等官から五等官までを奏授官、六等官から九等官までを判授官と定められたため⁶⁾、これ以降に官職に就任した者を「官僚」であるか否かの判断をする対象とした。明治19(1886)年3月17日の高等官官等俸給令の発布により規定された親任官は、広義の勅任官に分類されるが⁷⁾、本稿では狭義の勅任官を勅任官の定義として採用し⁸⁾、親任官を勅任官としては数えない。同令の発布以前には親任官は存在しない

が、後年の親任官に相当すると考えられる一等官以上の官職、職員令体制下の従一位から正三位の官職のみに就任した者も「官僚」の範疇から除外した⁹⁾。

ここで、文武官の区別についても確認しておく必要があるだろう。国の官吏のうち、武官とは陸海軍の下士官以上を指し、文官とは武官以外の国の官吏を指す。宮内官は国の官吏には含まれない¹⁰⁾。ただし、国の官吏が充当される官職には、文官が充当される文官職と武官が充当される武官職が存在し、武官が文官職に就任した場合には文官を兼ねる武官となるが、武官が充当される特殊な文官職に武官が就任した場合は「官僚」の範疇から除外した¹¹⁾。また、軍に後年の階級が定められたのが明治2~3(1869~1870)年であるため¹²⁾、それ以前の文武官の区別が問題となるが、後に陸海軍の下士官以上になった者を武官、それ以外の者を文官として扱う。

文官の任用に資格任用が導入されるまでは、官職への就任は原則的に自由任用であったため、「各官庁の文官で勅任官・奏任官であった者」を全て「官僚」として扱わざるを得ないが、資格任用が導入された後は¹³⁾、自由任用の官職のみに就任した者を「官僚」とは看做さない。また、諸藩の官職、臨時に設置された官職、祭主・宮司、郡長・区長、「参与」・「被仰付事務官」、審議会、調査会、委員会、審査会などの委員や幹事、待遇官吏のみに就任した者も「官僚」とは看做さない。なお、本稿では「大臣」の経歴に着目して、「官僚」であるか否かの判断を行うが、対象とする経歴は「大臣」に就任するまでとした¹⁴⁾。

最後に「官僚」との関連で言及する用語についても定義しておく。「軍人」は「陸海軍の武官で将官・佐官・尉官及びその相当官の階級を保持した者」、「党员」は「政社認定を受けた政党に党籍を置いた者」、「議員」は「帝国議会の貴族院・衆議院に議席を有した者」とし、「官僚」と「軍人」を総称して「官吏」とする。また、次官職の対象は「官僚」の場合には陸海軍を除いた中央行政官庁の次官ポスト、「軍人」の場合には陸海軍の中央行政官庁の次官ポストと軍令機関の次長

ポスト、「官吏」の場合には中央行政官庁の次官ポストと軍令機関の次長ポストとする。

2、官僚出身大臣の概要

本節では官僚出身の大臣の概要をまとめる。【表 1】は上述の基準で「戦前内閣」の「大臣」を内閣別に「延人数」で列挙し¹⁵⁾、それを「官僚」、「軍人」、「党员」、「議員」別に分類し、「大臣」就任以前における「官僚」と「軍人」の経歴上の到達点を次官職、勅任官、奏任官で分類した上で、それらを各項目で合計し、「大臣」の総数に対する「大臣」の人数を元に、百分率の割合（以下、占有率と呼ぶ）を算出したものである。以下、【表 1】を中心に考察を進めていく。

「戦前内閣」の「大臣」のうち、「官僚」は全体の6割以上を占めており、勅任官に限定した場合でも全体の半数以上に及ぶことが分かる。「官吏」は全体の8割、勅任官に限定しても7割を超えている。また、軍部大臣を独占した「軍人」と比べ、「官僚」は約2.0倍の人数を占めており、「官僚」と「軍人」は2対1程度の比率になっている。これを勅任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約1.8倍、奏任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約4.8倍の人数を占めている。さらに、「官僚」、「軍人」、「官吏」には奏任官に比べ、勅任官が圧倒的に多く、勅任官には次官職に就任した者が半数以上にも及ぶ。以上のことから、「戦前内閣」の「大臣」の大部分は、次官職に就任した者を中心に、「大臣」就任以前に勅任官まで到達していた「官僚」と「軍人」により構成されており、その中でも「官僚」出身の「大臣」は突出して大きな割合を占めていたといえる。このような傾向は、「戦前内閣」の人的構成の特徴を表すとしても差し支えはないだろう。

「大臣」在任中に「党员」であった「大臣」は約3割、在任中は「党员」ではなかったが在任以前に「党员」であった「大臣」は1割弱、在任以前から在任中までに「党员」であった「大臣」は4割弱に及ぶ。在任中に「党员」であった「大臣」のうち、「官僚」は6割強、勅任官は4割強、奏任官は2割弱を占めており、全「大臣」を対象とした場合に比べ、「官僚」の占有率は勅任官で1割程度減少し、奏任官で1割程度増加したが、全体的には大差はない。また、服役身分が現役のままでは政党に入党することができない「軍人」と比べ、「官僚」は約7.7倍の人数を占めており、「官僚」と「軍人」は7.7対1程度の比率まで格差を広げている。これを勅任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約8.2

倍、奏任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約6.6倍の人数を占めている。全「大臣」を対象とした場合に比べ、「官僚」と「軍人」の比率に格差が生じたもの、「官僚」の占有率自体には大きな変化は見られないことから、「軍人」が比重を弱めたのに対し、「官僚」は比重を維持したといえる。以上のことから、「戦前内閣」においては「軍人」が「党员」との親和性が低いのに対し、「官僚」は「党员」との親和性が高く、在任中に「党员」であった「大臣」の大部分が、「大臣」就任以前に勅任官まで到達していた者を中心とする「官僚」により構成されており、官僚が戦前期の政党勢力を構成した主要な職業集団であったことを理解できる¹⁶⁾。

「大臣」在任中に「議員」であった「大臣」は5割強、貴族院議員は3割強、衆議院議員は2割弱に及び、貴族院議員のうち、有爵議員は3割強、勅選議員は7割弱に及び、勅選議員は有爵議員の倍以上存在していた。帝国学士院互選議員、多額納税者互選議員、朝鮮・台湾勅任議員は存在しない。なお、内閣末期や「大臣」辞任直前に勅任された勅選議員については予め省いている。また、貴族院議員のうち、「官僚」は8割弱、勅任官は7割強、奏任官は約5分、衆議院議員のうち、「官僚」は5割強、勅任官・奏任官はともに3割弱とほぼ拮抗している。貴族院議員の大部分は勅任官により占められ、衆議院議員は半数以上が「官僚」により占められているが、勅任官と奏任官が同数程度存在していることが特徴的である。さらに、在任中に「議員」であった「大臣」のうち、「官僚」は7割程度、勅任官は6割弱、奏任官は1割強に及び¹⁷⁾、全「大臣」を対象とした場合に比べ、「官僚」の占有率は各項目で多少増加したものの、全体的には大差がない。服役身分が現役のままでは被選挙権を有さない「軍人」と比べ、「官僚」は約7.5倍の人数を占めており、「官僚」と「軍人」は7.5対1程度の比率まで格差を広げたままである¹⁸⁾。これを勅任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約9.0倍、奏任官に限定した場合、「官僚」は「軍人」の約4.2倍の人数を占めている。全「大臣」を対象とした場合に比べ、「官僚」と「軍人」が占める比率に変化が生じたものの、「官僚」の占有率自体には大きな変化は見られないことから、在任中に「党员」であった「大臣」と同様に、「軍人」が比重を弱めたのに対し、「官僚」は比重を維持したといえる。以上のことから、「戦前内閣」においては「軍人」が「議員」との親和性が低いのに対し、「官僚」は「議員」との親和性が高く、在任中に「議員」であった「大臣」の大部分は、「大臣」就任以前に勅任官まで到達していた者

【表1】戦前全内閣の官僚・軍人出身大臣（延人数表）

	官吏				官僚				軍人				党員			党員・官吏			党員・官僚			党員・軍人			
	大臣	官史	次官	勲任	委任	官僚	次官	勲任	委任	軍人	次官	勲任	委任	党員a	党員b	党員c	官史	勲任	委任	官僚	勲任	委任	軍人	勲任	委任
合計	764	649	385	595	54	486	248	423	63	240	145	227	13	234	53	287	161	119	42	147	107	40	19	13	6
%	100	84.9	50.3	77.8	7	63.6	32.4	55.3	8.2	31.4	18.9	29.7	1.7	30.6	6.9	37.5	21	15.5	5.4	19.2	14	5.2	2.4	1.7	0.7
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	68.8	50.8	17.9	62.8	45.7	17	8.1	5.5	2.5

	議員												議員・官吏			議員・官僚			議員・軍人			貴院・官吏			貴院・官僚			貴院・軍人			衆院・官吏			衆院・官僚			衆院・軍人		
	議会	議員	貴院	皇族	公侯	伯子男	勲選	衆院	官史	勲任	委任	官僚	勲任	委任	軍人	勲任	委任	官史	勲任	委任	官僚	勲任	委任	軍人	勲任	委任	官史	勲任	委任	官僚	勲任	委任	軍人	勲任	委任				
合計	726	391	251	2	47	36	166	142	287	240	47	272	225	47	36	25	11	212	202	10	199	187	12	32	25	7	77	40	37	75	40	35	4	0	4				
%	100	53.8	34.5	0.2	6.4	4.9	22.8	19.5	39.5	33	6.4	37.4	30.9	6.4	4.9	3.4	1.5	29.2	27.8	1.3	27.4	25.7	1.6	4.4	3.4	0.9	10.6	5.5	5	10.3	5.5	4.8	0.5	0	0.5				
	-	100	100	-	-	-	-	100	73.4	61.3	12	69.5	57.5	12	9.2	6.3	2.8	84.4	80.4	3.9	79.2	74.5	4.7	12.7	9.9	2.7	54.2	28.1	26	52.8	28.1	24.6	2.8	0	2.8				

合計は分類された大臣の人数を示す。議会とは議会開設以降の大臣の総数を示す。

党員aは「大臣」在任中に「党員」であった「大臣」。党員bは「大臣」在任中に「党員」ではなかったが、在任以前に「党員」であった「大臣」。党員cは「大臣」在任以前から在任中までに「党員」であった「大臣」。

上段の%は大臣の総数を母集団としたものである。下段の%は党員a、議員、貴族院議員、衆議院議員を母集団としたものである。

【表2】官僚出身大臣の出身官庁

官庁名	官僚	次官	勲任	委任	官庁名	官僚	次官	勲任	委任	官庁名	官僚	次官	勲任	委任	官庁名	官僚	次官	勲任	委任
内閣	42	-	30	12	内閣情報部	0	-	0	0	農商省	0	0	0	0	行政裁判所	8	-	4	4
内閣・内閣官房	17	-	12	5	情報局	0	-	0	0	軍需省	0	0	0	0	警視庁	7	-	4	3
法制局	17	-	10	7	技術院	0	-	0	0	通信省	15	6	12	3	府県	61	-	40	21
会計検査院	0	-	0	0	通信院	0	-	0	0	鉄道省	1	1	1	0	韓国統監府	4	-	2	2
鉄道局	1	-	0	1	外務省	43	15	38	5	運輸通信省	1	0	1	0	朝鮮総督府	5	-	3	2
鉄道院	4	-	2	2	内務省	44	19	35	9	運輸省	0	0	0	0	台湾総督府	9	-	6	3
資源局	0	-	0	0	大蔵省	30	15	22	8	拓殖務省	1	1	1	0	関東都督府	2	-	0	2
対満事務局	1	-	1	0	陸軍省	4	0	1	3	拓務省	1	1	1	0	関東庁	2	-	0	2
興亜院	2	-	2	0	海軍省	2	0	2	2	大東亜省	0	0	0	0	関東局	1	-	1	0
内閣調査局	3	-	2	1	司法省・裁判所	25	10	18	7	厚生省	3	2	3	0	樺太庁	1	-	1	0
企画庁	1	-	1	0	文部省	25	8	19	6	樞密院	4	-	3	1	南洋庁	0	-	0	0
企画院	3	-	2	1	農商務省	19	5	8	11	貴族院事務局	1	-	1	0	内務省所管	63	19	50	13
総合計画局	0	-	0	0	農林省	2	2	2	0	衆議院事務局	4	-	2	2	農商務省系統	19	9	13	6
総力戦研究所	0	-	0	0	商工省	3	2	3	0	会計検査院	1	-	1	0	通信省系統	18	7	15	3

司法省には裁判所を含めた。府県には北海道庁と東京都を含めた。

内務省所管は内務省、警視庁、府県の官僚を合計したものである。

農商務省系統は農商務省、農林省、商工省、農商省、軍需省の官僚を合計したものである。

通信省系統は通信省、鉄道院、鉄道省、運輸通信省、運輸省、通信院の官僚を合計したものである。

【表3】大臣職別官僚出身大臣の占有率

大臣	大臣(人)																占有率(%)																	
	官僚				同省出身者				軍人				官吏				官僚				同省出身者				軍人				官吏					
	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	大臣	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	総数	次官	勲任	委任	
内閣総理大臣	44	26	15	21	5	-	-	-	20	14	20	0	41	29	39	2	100	59	34	47.7	11.3	-	-	-	-	45.4	31.8	45.4	0	93.1	65.9	88.6	4.5	
外務大臣	78	66	37	62	4	53	29	53	0	16	13	16	0	77	50	76	1	100	84.6	47.4	79.4	5.1	67.9	37.1	67.9	0	20.5	16.6	20.5	0	98.7	64.1	97.4	1.2
内務大臣	71	60	33	58	2	27	14	25	2	15	12	13	2	67	45	66	1	100	84.5	46.4	81.6	2.8	38	19.7	35.2	2.8	21.1	16.9	18.3	2.8	94.3	63.3	92.9	1.4
大蔵大臣	58	47	30	34	13	32	30	31	1	2	2	2	0	48	32	36	12	100	81	51.7	58.6	22.4	55.1	51.7	53.4	1.7	3.4	3.4	3.4	0	82.7	55.1	62	20.6
司法大臣	60	50	26	43	7	30	15	26	4	6	2	6	0	51	28	44	7	100	83.3	43.3	71.6	11.6	50	25	43.3	6.6	10	3.3	10	0	85	46.6	73.3	11.6
文部大臣	75	59	29	53	6	20	10	18	2	12	7	12	0	65	35	60	5	100	78.6	38.6	70.6	8	26.6	13.3	24	2.6	16	9.3	16	0	86.6	46.6	80	6.6
農商大臣	40	32	17	30	2	4	2	2	2	10	2	7	3	35	19	32	3	100	80	42.5	75	5	10	5	5	5	25	5	17.5	7.5	87.5	47.5	80	7.5
農林大臣	25	13	4	8	5	4	4	4	0	4	0	1	3	14	4	9	5	100	52	16	32	20	16	16	16	0	16	0	4	12	56	16	36	20
商工大臣	26	12	4	9	3	2	2	2	0	6	3	5	1	17	7	13	4	100	46.1	15.3	34.6	11.5	7.6	7.6	7.6	0	23	11.5	19.2	3.8	65.3	26.9	50	15.3
農商大臣	5	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	1	100	60	20	40	20	0	0	0	0	0	0	0	0	60	20	40	20
軍需大臣	5	2	0	2	0	0	0	0	0	3	2	2	1	4	2	3	1	100	40	0	40	0	0	0	0	0	0	0	60	40	40	60	60	20
通信大臣	58	35	20	30	5	6	2	4	2	7	1	5	2	38	21	32	6	100	60.3	34.4	51.7	8.6	10.3	3.4	6.8	3.4	12	1.7	8.6	3.4	65.5	36.2	55.1	10.3
鉄道大臣	28	14	3	12	2	1	1	1	0	3	0	2	1	17	3	14	3	100	50	10.7	42.8	7.1	3.5	3.5	3.5	0	10.7	0	7.1	3.5	60.7	10.7	50	10.7
運輸通信大臣	5	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	3	2	2	1	100	40	20	20	20	0	0	0	0	20	20	20	0	60	40	40	20
運輸大臣	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拓殖務大臣	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	0	100	0
拓務大臣	23	11	5	9	2	0	0	0	0	7	6	6	1	17	11	15	2	100	47.8	21.7	39.1	8.6	0	0	0	0	30.4	26	26	4.3	73.9	47.8	65.2	8.6
大東亜大臣	5	4	2	4	0	0	0	0	0	1	1	1	0	5	3	5	0	100	80	40	80	0	0	0	0	0	20	20	20	0	100	60	100	0
厚生大臣	13	9	4	8	1	3	3	3	0	2	0	2	0	11	4	10	1	100	69.2	30.7	61.5	7.6	23	23	23	0	15.3	0	15.3	0	84.6	30.7	76.9	7.6
班列・國務大臣	36	23	11	20	3	-	-	-	-	13	4	13	0	29	15	26	3	100	63.8	30.5	55.5	8.3	-	-	-	-	36.1	11.1	36.1	0	80.5	41.6	72.2	8.3
内務省所管	71	-	-	-	-	30	14	29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	42.2	19.7	40.8	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
農商務省系統	95	57	26	49	8	13	9	9	4	21	6	14	7	67	32	57	10	100	60	27.3	51.5	8.4	13.6	9.4	9.4	4.2	22.1	6.3	14.7	7.3	70.5	33.6	60	10.5
通信省系統	91	50	23	42	8	13	5																											

を中心とする「官僚」により構成されており、官僚が戦前期の行政府と立法府の円滑的運営を担う重要な位置を占めた職業集団であったことが理解できる。

3、各官庁の官僚出身大臣

本節では各官庁の官僚出身の大臣について考察する。【表2】は「戦前内閣」の「大臣」のうち、「官僚」を出身官庁別に「実人数」で列挙し、「大臣」就任以前における出身官庁内での「官僚」の到達点を次官職、勅任官、奏任官で分類したものである。「官僚」を出身官庁別に分類する基準については、特定の官庁で「官僚」が官職に就任した経験を有していれば、その官庁を「官僚」の出身官庁として扱った。以下、【表2】を中心に考察を進めていく。

内閣制度下の官庁を対象にした場合、内閣と府県を除くと、「大臣」を最も多く輩出している官庁は内務省であった。次いで、外務省、大蔵省、司法省、文部省、農商務省、通信省、台湾総督府、行政裁判所、警視庁、朝鮮総督府と続く¹⁹⁾。勅任官に限定した場合、外務省、内務省、大蔵省、文部省、司法省、通信省、農商務省と続き、各官庁の幹部級の高級官僚を対象としても、上位を占める官庁にはあまり変動がなかった。官庁別に比較すると、明治一桁代に創設された古参官庁が上位を占めており、設置年数の浅い新設官庁は、下位を占めていることを確認できる。

ただし、内務省は地方行政や警察行政など多岐にわたる行政分野を所管しており、府県や警視庁と人材を共有していた。内務省と府県や警視庁の「官僚」を合わせると、官庁の中では内務省が圧倒的に多くの「大臣」を輩出していたことを認められる。また、内閣も多くの「大臣」を輩出しているが、内閣・内閣官房と法制局が際立って多く、その大半が内閣の両番頭と呼ばれ、内閣と運命を共にすることが多かった内閣書記官長と法制局長官²⁰⁾により構成されていた。さらに、農商務省・通信省の両系統の官庁は分離・統廃合を繰り返しており、後身官庁は前身官庁の官僚を中心に組織されていた。同系統に属する官庁の「官僚」を合わせると、両系統の官庁とも「官僚」の数が多少増えたものの、前述の結果に大きく影響を与えるほどのものではなかった。

【表3】は「戦前内閣」の「大臣」のうち、「官僚」、「軍人」、「官吏」、出身官庁の大臣職に就任した「官僚」（以下、「同省出身者」と呼び、出身官庁ではない官庁の大臣職に就任した「官僚」を「他省出身者」と呼ぶ）

を大臣職別に「延人数」で列挙し、「大臣」就任以前における「官僚」と「軍人」の到達点と、出身官庁内での「同省出身者」の到達点を、次官職、勅任官、奏任官で分類した上で、占有率を算出したものである。以下、【表3】を中心に考察を進めていく。

「官僚」を対象にした場合、外相、内相、蔵相、法相、文相、農商務相は8割前後、逋相、厚相は6割以上、農相、商相、鉄相、拓相は5割前後を「官僚」が占めている。勅任官に限定した場合、外相、内相、法相、文相、農商務相は7割以上、蔵相、厚相は6割前後、逋相は5割程度、鉄相、拓相は4割前後、農相、商相は3割以上を「官僚」が占めている。大臣職別に比較すると、古参官庁の大臣職は「官僚」の占有率が8割前後、勅任官の占有率も、蔵相を除き、7割を超えており、新設官庁の大臣職はこれを上回ることはなく、古参官庁の大臣職は「官僚」の占有率が全般的に高く、新設官庁の大臣職は「官僚」の占有率が全般的に低いという傾向にあった。他の古参官庁の大臣職と比べ、蔵相は勅任官の占有率が低いのに対し、奏任官の占有率が高いが、これは「他省出身者」で「官僚」の経歴を奏任官で終えた「大臣」が数度にわたり、蔵相に就任したことが影響している。

「同省出身者」を対象にした場合、外相は7割弱、蔵相、法相は5割以上、内相は4割弱、文相、厚相は2割以上、農商務相、農相、逋相は1割以上、商相、鉄相は1割以下を「官僚」が占めており、大臣職で「官僚」の占有率にかなりの差が生じている。勅任官に限定した場合、外相は7割弱、蔵相は5割強、法相は4割強、内相は3割強、文相、厚相は2割以上、農相は1割強、農商務相、商相、逋相、鉄相は1割以下を「官僚」が占めており、全「同省出身者」を対象とした場合と大差がない。これは「同省出身者」の大部分が勅任官であったことを示しており、「戦前内閣」では勅任官まで到達した「同省出身者」が出身官庁の大臣職に就任する傾向にあったといえる²¹⁾²²⁾。

「官僚」と「同省出身者」を比較した場合に、「官僚」と「同省出身者」の占有率の差が小さいことは、「同省出身者」が出身官庁の大臣職に就任する事例が多かったことを示しており、「官僚」と「同省出身者」の占有率の差が大きいことは、「他省出身者」が出身官庁ではない大臣職に就任する事例が多かったことを示している。「官僚」と「同省出身者」の占有率に、外相は2割弱、蔵相、法相は3割前後、農相、商相は4割弱、内相、文相、逋相、鉄相、拓相、厚相は5割前後、農商務相は7割程度の差が生じており、勅任官

【表4】戦前各内閣の官僚・軍人出身の大臣（延人数表）

	大臣（人）														占有率（%）															
	官吏			官僚			軍人			党員・官僚			議員・官僚			官吏			官僚			軍人			党員・官僚			議員・官僚		
	大臣	官吏	勲任	官僚	勲任	軍人	勲任	党員 a	官僚	勲任	議会	議員	官僚	勲任	大臣	官吏	勲任	官僚	勲任	軍人	勲任	党員 a	官僚	勲任	議会	議員	官僚	勲任		
伊藤 I	17	17	17	14	14	10	10	0	0	0	—	—	—	—	100	100	100	82.3	82.3	58.8	58.8	0	0	0	—	—	—	—		
黒田	17	16	16	15	15	9	9	0	0	0	—	—	—	—	100	94.1	94.1	88.2	88.2	52.9	52.9	0	0	0	—	—	—	—		
山県 I	16	16	16	14	14	8	8	0	0	0	12	4	4	4	100	100	100	87.5	87.5	50	50	0	0	0	100	33.3	33.3	33.3		
松方 I	22	22	22	21	21	6	6	0	0	0	22	6	6	6	100	100	100	95.4	95.4	27.2	27.2	0	0	0	100	27.2	27.2	27.2		
伊藤 II	29	29	29	25	25	10	10	0	0	0	29	8	8	8	100	100	100	86.2	86.2	34.4	34.4	0	0	0	100	27.5	27.5	27.5		
松方 II	22	22	22	20	20	7	7	2	2	2	22	9	9	9	100	100	100	90.9	90.9	31.8	31.8	9	9	9	100	40.9	40.9	40.9		
伊藤 III	13	13	13	13	12	3	3	0	0	0	13	7	7	7	100	100	100	92.3	92.3	23	23	0	0	0	100	53.8	53.8	53.8		
大隈 I	11	10	5	10	4	2	2	9	8	3	11	7	6	1	100	90.9	45.4	90.9	36.3	18.1	18.1	81.8	72.7	27.2	100	63.6	54.5	9		
山県 II	10	10	10	8	7	5	5	0	0	0	10	3	2	2	100	100	100	80	70	50	50	0	0	100	30	20	20			
伊藤 IV	14	14	11	12	8	3	3	10	10	7	14	7	7	5	100	100	78.5	85.7	57.1	21.4	21.4	71.4	71.4	50	100	50	50	35.7		
桂 I	25	25	25	20	15	11	10	0	0	0	25	12	12	12	100	100	100	80	60	44	40	0	0	0	100	48	48	48		
西園寺 I	18	17	15	15	13	2	2	8	8	6	18	11	10	8	100	94.4	83.3	83.3	72.2	11.1	11.1	44.4	44.4	33.3	100	61.1	55.5	44.4		
桂 II	12	12	12	9	7	6	5	0	0	0	12	9	9	7	100	100	100	75	58.3	50	41.6	0	0	0	100	75	75	58.3		
西園寺 II	13	11	10	8	7	3	3	4	3	2	13	5	3	2	100	84.6	76.9	61.5	53.8	23	23	30.7	23	15.3	100	38.4	23	15.3		
桂 III	11	11	11	9	7	5	4	0	0	0	11	7	7	5	100	100	100	81.8	63.6	45.4	36.3	0	0	100	63.6	63.6	45.4			
山本 I	13	10	8	6	4	4	4	8	5	3	13	8	5	3	100	76.9	61.5	46.1	30.7	30.7	30.7	61.5	38.4	23	100	61.5	38.4	23		
大隈 II	21	16	15	12	11	6	4	8	4	4	21	15	10	9	100	76.1	71.4	57.1	52.3	28.5	19	38	19	19	100	71.4	47.6	42.8		
寺内	14	14	14	9	9	5	5	0	0	0	14	7	7	7	100	100	100	64.2	64.2	35.7	35.7	0	0	0	100	50	50	50		
原	13	9	8	6	5	3	3	8	5	4	13	9	5	4	100	69.2	61.5	46.1	38.4	23	23	61.5	38.4	30.7	100	69.2	38.4	30.7		
高橋	11	7	5	5	3	2	2	7	4	2	11	8	4	2	100	63.6	45.4	45.4	27.2	18.1	18.1	63.6	36.3	18.1	100	72.7	36.3	18.1		
加藤友	12	10	9	5	5	4	4	0	0	0	12	7	4	4	100	83.3	75	41.6	41.6	41.6	33.3	0	0	100	58.3	33.3	33.3			
山本 II	15	14	12	10	8	4	4	2	2	0	15	8	8	6	100	93.3	80	66.6	53.3	26.6	26.6	13.3	13.3	0	100	53.3	53.3	40		
清浦	11	10	9	7	7	3	2	0	0	0	11	7	5	5	100	90.9	81.8	63.6	63.6	27.2	18.1	0	0	0	100	63.6	45.4	45.4		
加藤 I	16	11	8	9	6	2	2	12	7	4	16	12	7	4	100	68.7	50	56.2	37.5	12.5	12.5	75	43.7	25	100	75	43.7	25		
加藤 II	12	10	9	8	7	2	2	8	6	5	12	8	6	5	100	83.3	75	66.6	58.3	16.6	16.6	66.6	50	41.6	100	66.6	50	41.6		
若槻 I	18	13	11	11	9	2	2	13	8	6	18	16	11	9	100	72.2	61.1	61.1	50	11.1	11.1	72.2	44.4	33.3	100	88.8	61.1	50		
田中	19	15	10	9	4	6	6	15	7	3	19	16	8	4	100	78.9	52.6	47.3	21	31.5	31.5	78.9	36.8	15.7	100	84.2	42.1	21		
浜口	16	10	10	6	6	4	4	10	5	5	16	12	6	6	100	62.5	62.5	37.5	37.5	25	25	62.5	31.2	31.2	100	75	37.5	37.5		
若槻 II	15	9	7	7	5	2	2	11	6	4	15	13	7	5	100	60	46.6	46.6	33.3	13.3	13.3	73.3	40	26.6	100	86.6	46.6	33.3		
犬養	17	15	9	13	7	2	2	14	12	6	17	13	11	6	100	88.2	52.9	76.4	41.1	11.7	11.7	82.3	70.5	35.2	100	76.4	64.7	35.2		
斎藤	19	15	13	8	6	7	7	5	2	0	19	9	5	4	100	78.9	68.4	42.1	31.5	36.8	36.8	26.3	10.5	0	100	47.3	26.3	21		
岡田	20	15	14	9	8	6	6	7	2	2	20	10	5	5	100	75	70	45	40	30	30	35	10	10	100	50	25	25		
広田	16	12	12	10	10	2	2	5	2	2	16	10	6	6	100	75	75	62.5	62.5	12.5	12.5	31.2	12.5	12.5	100	62.5	37.5	37.5		
林	16	14	14	6	6	8	8	0	0	0	16	3	3	3	100	87.5	87.5	37.5	37.5	50	50	0	0	0	100	18.7	18.7	18.7		
近衛 I	26	19	17	11	10	8	7	2	0	0	26	13	7	6	100	73	65.3	42.3	38.4	30.7	26.9	7.6	0	0	100	50	26.9	23		
平沼	17	14	14	10	10	4	4	2	0	0	17	7	4	4	100	82.3	82.3	58.8	58.8	23.5	23.5	11.7	0	0	100	41.1	23.5	23.5		
阿部	18	14	13	7	6	7	7	3	0	0	18	12	6	5	100	77.7	72.2	38.8	33.3	38.8	38.8	16.6	0	0	100	66.6	33.3	27.7		
米内	14	10	10	6	6	4	4	4	1	1	14	8	4	4	100	71.4	71.4	42.8	42.8	28.5	28.5	28.5	7.1	7.1	100	57.1	28.5	28.5		
近衛 II	27	20	17	17	14	7	6	0	0	0	27	12	6	4	100	74	62.9	62.9	51.8	25.9	22.2	0	0	0	100	44.4	22.2	14.8		
近衛 III	18	14	13	9	8	9	8	0	0	0	18	6	2	1	100	77.7	72.2	50	44.4	50	44.4	0	0	0	100	33.3	11.1	5.5		
東条	38	36	34	29	27	16	14	30	23	21	38	15	14	13	100	94.7	89.4	76.3	71	42.1	36.8	78.9	60.5	55.2	100	39.4	36.8	34.2		
小磯	23	18	18	13	13	5	5	19	11	11	23	12	7	7	100	78.2	78.2	56.5	56.5	21.7	21.7	82.6	47.8	47.8	100	52.1	30.4	30.4		
鈴木	20	17	17	8	8	9	9	3	2	2	20	8	5	5	100	85	85	40	40	45	45	15	10	10	100	40	25	25		
東久邇宮	19	13	11	7	6	6	5	5	2	2	19	12	4	3	100	68.4	57.8	36.8	31.5	31.5	26.3	26.3	10.5	10.5	100	63.1	21	15.7		
合計	764	649	595	486	423	240	227	234	147	107	726	391	272	225	100	84.9	77.8	63.6	55.3	31.4	29.7	30.6	19.2	14	100	53.8	37.4	30.9		

【表1】と同じ。

【表5】戦前内閣の官僚・軍人出身の大臣（延人数表・時期区分別）

	大臣（人）														占有率（%）															
	官吏			官僚			軍人			党員・官僚			議員・官僚			官吏			官僚			軍人			党員・官僚			議員・官僚		
	大臣	官吏	勲任	官僚	勲任	軍人	勲任	党員 a	官僚	勲任	議会	議員	官僚	勲任	大臣	官吏	勲任	官僚	勲任	軍人	勲任	党員 a	官僚	勲任	議会	議員	官僚	勲任		
宮崎区分																														
第I期	157	155	150	140	132	60	60	11	10	5	119	44	42	37	100	98.7	95.5	89.1	84	38.2	38.2	7	6.3	3.1	100	36.9	35.2	31		
第II期	165	146	134	111	89	50	45	53	39	28	165	98	79	64	100	88.4	81.2	67.2	53.9	30.3	27.2	32.1	23.6	16.9	100	59.3	47.8	38.7		
第III期	151	117	94	85	64	32	30	85	53	33	151	112	73	54	100	77.4	62.2	56.2	42.3	21.1	19.8	56.2	35	21.8	100	74.1	48.3	35.7		
第IV期	291	231	217	150	138	98	92	85	45	41	291	137	78	70	100	79.3	74.5	51.5	47.4	33.6	31.6	29.2	15.4	14	100	47	26.8	24		
永井区分																														
第I期	136	135	135	122	121	53	53	2	2	2	98	34	34	34	100	99.2	99.2	89.7	88.9	38.9	38.9	1.4	1.4	1.4	100	34.6	34.6	34.6		
第II期	177	156	143	116	94	55	49	53	39	28	177	105	83	68	100	88.1	80.7</													

に限定した場合、蔵相は1割未満、外相は1割強、農相が2割弱、法相、商相は3割弱、鉄相、拓相、厚相は4割弱、内相、文相、逓相は5割弱、農商務相は7割程度の差が生じている。古参官庁の大臣職のうち、外相、蔵相は「同省出身者」が出身官庁の大臣職に就任する傾向が強いのにに対し、内相、文相は「同省出身者」が出身官庁の大臣職に就任する傾向が弱く、法相はその中間に位置しており、古参官庁の大臣職でも顕著な差が認められる²³⁾。

4、各内閣の官僚出身大臣

本節では各内閣の官僚出身の大臣について考察する。【表4】は【表1】の基礎データであり、各内閣における「大臣」の包含状態を表しているが、紙幅の関係上、一部を省略している。以下、【表4】を中心に考察を進めていくが、本節では、官僚や軍人であった経歴が「大臣」に至るまでの政治的資産の大部分を占めていたと考えられる勅任官の「官僚」、「軍人」、「官吏」に着目する。

勅任官の「官僚」、「軍人」、「官吏」の占有率は明治中期から昭和初期にかけて減少傾向にあったが、政党内閣期の終焉以降は増加傾向にあり、これとは逆に「党员」、「議員」の占有率は明治中期から昭和初期にかけて増加傾向にあったが、政党内閣期の終焉以降は減少傾向にあったことが認められる。また、官僚には軍部大臣武官制のような制度的保障が存在しないにも関わらず、「戦前内閣」には必ず「官僚」が入閣しており、ほとんどの内閣において「軍人」の数を上回っている。さらに、政党内閣には必ず「官僚」が「党员」として入閣しており、帝国議会開設以降の内閣には必ず「官僚」が「議員」として入閣していることから、戦前期の内閣では官僚が政党政治家や議会政治家の人的供給源としての役割を果たしていたことを改めて理解できる。

戦前史の時期区分法としては、宮崎隆次氏は戦前政治史の政党勢力を主体とし²⁴⁾、永井和氏は戦前内閣史の軍人を主体として時期区分を行ったが²⁵⁾、戦前史を「藩閥内閣の時代」→「一九〇〇年体制の時代」→「政党内閣の時代」→「十五年戦争の時代」のように4期に区分する方法は珍しくはない²⁶⁾。【表5】は両氏の時期区分に従い、【表4】の算出結果を合計したものであるが、紙幅の関係上、一部を省略している。以下、【表5】を中心に考察を進めていく。

勅任官の「官僚」、「官吏」の占有率は高い順に第I期、第II期、第IV期、第III期、勅任官の「軍人」の占

有率は高い順に第I期、第IV期、第II期、第III期となり、内閣が「官僚」、「軍人」、「官吏」を中心に構成される割合は「藩閥内閣の時代」から「政党内閣の時代」に向け徐々に減少し、「十五年戦争の時代」で増加するという傾向にあった。これに対し、「党员」、「議員」の占有率は高い順に第III期、第II期、第IV期、第I期となり、内閣が「党员」、「議員」を中心に構成される割合は「藩閥内閣の時代」から「政党内閣の時代」に向け徐々に増加し、「十五年戦争の時代」で減少するという傾向にあった。これは【表4】の算出結果から導き出した傾向を端的に示しており、「戦前内閣」においては「官僚」、「軍人」、「官吏」と「党员」、「議員」は相関関係にあったと考えられる。ただし、繰り返しになるが、「戦前内閣」では「官僚」は「党员」、「議員」を構成する主要な職業集団であり、第III期を除き、勅任官の「官僚」が「党员」、「議員」の半数程度を占めている。

「戦前内閣」の形態を、「政党内閣」を「政党勢力が構成主体である内閣」、「官僚内閣」を「官僚勢力・軍部が構成主体である内閣」、「中間内閣」は「政党勢力と官僚勢力・軍部が構成主体である内閣」とした場合、戦前内閣史で出現頻度が高い内閣の形態を時期別に表すと²⁷⁾、第I期「官僚内閣」→第II期「官僚内閣」「政党内閣」→第III期「政党内閣」→第IV期「中間内閣」「官僚内閣」と変化していくものと考えられるが、上述した傾向はこのような「戦前内閣」の時期的変遷ともうまく符合している。このような形態の異なる内閣においても、「官僚」は一定の占有率を保持していることから、官僚は政治勢力、権力基盤、政治的立場などを変えながらも、「戦前内閣」の時期的変化に対応し、内閣を構成する人材を提供した職業集団であったといえるだろう。

おわりに

最後に本稿で明らかにした内容について確認する。戦前期の内閣では、官僚出身の大臣は官僚政治家としてだけでなく、政党政治家や議会政治家など、質的な変化を遂げながらも大臣の多数を占めていた。また、官僚出身の大臣を多く輩出した出身官庁や官僚出身の大臣に多数が占められた大臣職としては、外務省、内務省、大蔵省などの明治一桁代に創設された古参官庁、その大臣職が顕著であった。各内閣の官僚出身の大臣の包含状態や時期的変化については、基礎的部分を明らかにした上で、官僚は戦前期の内閣の時期的変遷に対応し、内閣を構成する人材を提供した職業集団で

あったと結論付けた。ただし、分析結果を政治史的にいかにか位置付けるべきかという課題が残されており、実際の政治過程を検討しながら、計量的分析の結果を論じる重要性を指摘しておきたい。

註

- 1) 升味準之輔『日本政党史論(2～5巻)』(東京大学出版会、1966～86年)、奈良岡聰智「政務次官設置の政治過程(一)～(六)」(『議会政治研究』65・66・68・69・70・71号、2003～2004年)、清水唯一朗『政党と官僚の近代 日本における立憲統治構造の相克』(藤原書店、2007年)、秦郁彦『官僚の研究 不滅のパワー・1868－1983』(講談社、1983年)、水谷三公『官僚の風貌(日本の近代13)』(中央公論新社、1999年)。
- 2) 軍人出身の大臣については、松下芳男氏や永井和氏による研究がある。特に永井氏により、軍人出身の大臣の総数や特質が明らかにされ、軍人出身の大臣の包含状態や時期的変化に基く戦前内閣史の時期区分まで行われている(松下芳男「武官出身の文官大臣」(松下芳男『日本軍制と政治』(くろしお出版、1960年))、永井和『近代日本の軍部と政治』(思文閣出版、1993年))。
- 3) 管見の限りでは、戦前期の内閣における官僚出身の大臣を、計量的分析を用いて研究した先行業績は、三宅一郎「日本内閣の政治・社会的構成——伊藤内閣から岸内閣まで——」(『人文学報』20号、1964年)のみである。同氏は「高級官僚」という一節を設け、官僚出身の大臣が大臣職を占める割合の時期的変化や、どの大臣職に官僚出身の大臣が多いかなどを簡単に触れている。しかし、官僚の定義に曖昧な部分が見受けられ、官僚出身の大臣が各内閣にどの程度存在したのかについては言及されておらず、戦前期の内閣における官僚出身の大臣の包含状態から、その特質を捉えるということに関心を見出すことはできない。
- 4) 大臣の経歴・所属を調べるために、金井之恭編、三上昭美校訂『明治史料・顕要職務補任録(上・下)』(東京大学出版会、1981年、初版：成章堂、1902年)、井尻常吉編『歴代顕官録』(原書房、1967年、初版：1926年)、大塚武松編『百官履歴(一・二)』(東京大学出版会、1973年、初版：日本史籍協会、1927・28年)、我部政男他編『国立公文書館所蔵勅奏任官履歴原書(上・下)』(柏書房、1995年)、枢密院編『枢密院高等官履歴(全8巻)』(東京大学出版会、1996・97年)、戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会、1981年)、秦郁彦編『日本官僚制総合辞典1868-2000』(東京大学出版会、2001年)、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』(東京大学出版会、2002年)、秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典第2版』(東京大学出版会、2005年、初版：東京大学出版会、1991年)などを利用したが、紙幅の関係上、利用した全ての史資料を挙げることはできないため、省略する。
- 5) 「政体ヲ定ム」第331号、慶応4年閏4月21日(内閣官報局編『法令全書1巻』(原書房、1974年))。官等の設置は「各其職任ノ重キヲ知り敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ」とされ、政府内での席次も「徴士三等官以上之面々坐順之儀叙爵拜受之有無ニ不拘可為先官上席之事」とされ、官等が優先されるようになった。
- 6) 「太政官及諸官府藩県印ノ寸法ヲ定メ并勅奏判任押印方ヲ示ス」第416号、慶応4年5月24日(内閣官報局編『法令全書1巻』(原書房、1974年))、「勅奏判任官記蓋印ノ制ヲ定ム」慶応4年5月24日達(内閣記録局編『法規分類大全1巻政体門(1)』(原書房、1978年))。このような「官吏の任命形式の成立によって、藩出身の徴士層が藩主の使用人から急速に天皇の使用人＝官僚としての役人に変」っていったという(三上昭美「天皇制統治機構の形成—太政官制度の変遷と内閣制度の創設—」(内閣記録局編『法規分類大全74巻官職門(13)』(原書房、1981年)))。
- 7) 「高等官官等俸給令」勅令第6号、明治19年3月17日(内閣官報局編『法令全書19巻1』(原書房、1977年))。
- 8) 百瀬孝著・伊藤隆監修『事典昭和戦前期の日本——制度と実態——』(吉川弘文館、1990年)93頁。
- 9) 一等官以上の官職、職員令体制下の従一位から正三位の官職としては、輔相、議定、太政大臣、左大臣、右大臣、大納言、納言、参議、内閣顧問、「大臣」、中央官庁の長官職、元老院議長、元老院副議長、参事院議長、参事院副議長などを挙げる事ができる。
- 10) 日本公務員制度史研究会『官吏・公務員制度の変遷』(第一法規出版、1989年)53-55頁、百瀬前掲書92、265頁。
- 11) 陸海軍省では多くの主要ポストは武官職であった

が、大臣や次官は武官でなければ就任することができない特殊な文官職であった。また、軍法会議や法務行政を担当した法務官なども昭和17(1942)年までは文官職であった。植民地統治機関の長官は陸海軍将官が任用されることが規定されており、賞勲局議定官は無給の名誉職で陸海軍将官が任用されることが規定されていた。本稿では陸海軍の文官職、植民地統治機関の長官、賞勲局議定官に就任した武官を「官僚」とは見做さないことにした。

- 12) 「職員令並官位相当表」第622号、明治2年7月8日(内閣官報局編『法令全書2巻』(原書房、1974年))、「海陸軍大中小佐尉官及陸軍曹長権曹長ヲ置ク」第604号、明治3年9月18日(内閣官報局編『法令全書3巻』(原書房、1974年))。
- 13) 明治20(1887)年7月23日に「文官試験試補及見習規則」は公布され、翌年1月より施行された(「文官試験試補及見習規則」勅令第37号、明治20年7月23日(内閣官報局編『法令全書20巻1』(原書房、1974年)))。同規則により、戦前期の文官任用制度に初めて資格任用が導入された。
- 14) 明治18(1885)年12月22日の内閣制度創設以前に関しては、輔相、太政大臣、左大臣、右大臣、大納言、納言、参議、内閣顧問に就任するまでを対象とした。
- 15) 「実人数」とは同一人物である限り、「大臣」が大臣職を兼任した場合や他の大臣職に転任した場合でも「大臣」の数としては全て1と数える方式であり、「延人数」とは同一人物であっても、「大臣」が大臣職を兼任した場合や他の大臣職に転任した場合は「大臣」の数としては別々に数える方式である。
- 16) 官僚や官僚出身者が政党に接近・参加し、政党の政治的影響力を向上させる現象を「官僚の政党化」と呼ぶことができる。「官僚の政党化」という分析概念は升味準之輔氏により、初めて本格的に提示されたものである(升味準之輔『日本政党史論(4巻)』(東京大学出版会、1968年)219～239頁)。また、三谷太一郎氏は明治憲法体制下で政党内閣期が成立する条件の一つに「官僚の政党化」を挙げている(三谷太一郎「政党内閣期の条件」(伊藤隆・中村隆英編『近代日本研究入門』(東京大学出版会、1977年)))。近年においては、奈良岡聰智氏と清水唯一朗氏が、政務官制度設置の政治過程を通じて、政党による

戦前期の統治構造創出の実態を明らかにするという研究成果を残している(奈良岡聰智「政務次官設置の政治過程(一)～(六)」(『議会政治研究』65・66・68・69・70・71号、2003～2004年)、清水唯一朗『政党と官僚の近代 日本における立憲統治構造の相克』(藤原書店、2007年))。

- 17) 貴衆両院議員の官職兼任問題に関しては、帝国議会の開設以前から活発な議論が行われており、帝国議会の開設時には宮内官、枢密顧問官、陸海軍の現役軍人、会計検査官などを除き、官職兼任は許されていた(石川寛「近代日本における官吏の衆議院議員兼職制度に関する研究—明治二二年選挙法規定の成立とその実施状況—(一)～(九・完)」(『法政論集』177・189・190・191・192・193・194・195・197号、2001～2003号)、小林和幸『明治立憲政治と貴族院』(吉川弘文館、2002年)第一部第三・四章)。しかし、政党内閣期を迎えると、現職官僚の選挙出馬は容認されたが、政務官を除き、衆議院議員の官職兼任は禁止された(石川前掲論文、清水前掲書第六章)。
- 18) 皇族議員の多くは陸海軍軍人であり、帝国議会に出席しないことを慣例としていた。また、現役陸海軍軍人である公侯爵議員も皇族議員と同様に、帝国議会に出席しないことを慣例としていた(松下芳男『明治軍制史論(下)』(有斐閣、1956年)343頁、大原康男「軍人の政治的不関与」の一局——皇族の文武兼職をめぐる——(『軍事史学』17巻3号、1981年))。
- 19) 各官庁の高等官数と「大臣」の輩出数の相関関係については今後の研究課題としたい。なお、この研究課題を進めるにあたり、明治中期における各官庁の高等官数を改めて整理した小林和幸氏の研究が大変参考になった(小林和幸「近代初期の日本官僚制 人員統計から見た明治期の「官制改革」を中心に」(平田雅博・小名康之編『世界史のなかの帝国と官僚』(山川出版社、2009年)))。
- 20) 百瀬前掲書26、30頁、清水前掲書187～193頁。
- 21) 在外公館に勤務する外交官を外相として呼び戻す間に、閣員が一時的に外相を兼任する事例は多く、それを除いた場合、外相に外務省出身者の占める割合が一層高くなる。また、外務省の前身官庁である外国官に勤務した経験を有する伊藤博文、井上馨、大隈重信、特に数次にわたり外相を務めた大隈を、外務省出身者として数えた場合も同様の結果が生じる。このような事例は外相で顕著で

- あったが、他の大臣職でも類似した事例がみられるため、個別の検討は必要になるであろう。
- 22) 内務省出身者を府県・警視庁の「官僚」まで拡大した場合においても、内務大臣に対する「同省出身者」の占有率が多少増加したものの、拡大以前と大差はない。また、農商務省・逓信省の両系統の官庁の「大臣」を合計した場合でも、奏任官を除き、古参官庁の大臣職の占有率を上回ることにはなかった。
- 23) 水谷三公氏は内務省が政府の中心で政治性の高い官僚が出世する官庁であるのに対し、大蔵省は政策の中心で専門性の高い官僚が出世する官庁であると指摘している（水谷三公『官僚の風貌（日本の近代13）』（中央公論新社、1999年）168～203頁）。同時代の史料でも、護憲三派内閣の組閣に際して、内大臣の平田東助は政友会総裁の高橋是清に対し、「「内務」は政府の中心、「大蔵」は政策の中心であるから、之は加藤が選定する」と語ったとされる（加藤伯伝記編纂委員会編『加藤高明（下巻）』（実文館、1925年）479頁）。
- 24) 宮崎隆次「戦前日本の政治発展と連合政治」（篠原一編『連合政治Ⅰ』（岩波書店、1984年））。同論文の続編として、高橋進・宮崎隆次「政党政治の定着と崩壊」（坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』（山川出版社、1985年））がある。
- 25) 永井前掲書第一部第二章。
- 26) 坂野潤治氏によると、明治33（1900）年前後に山県閥と政友会という二大勢力が成立し、両者の提携・協調により、「一九〇〇体制」という明治国家の指導体制が確立したとされるが（坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、1971年）結語、同『明治国家の終焉 1900年体制の崩壊』（筑摩書房、2010年）はしがき・はじめに、初版：『大正政変』（ミネルヴァ書房、1982年））、近年においては内藤一成氏が「一九〇〇体制」論について、貴族院を考察にほとんど含めないまま構築されたと疑問を呈しており、政党・藩閥・官僚・軍部などの諸政治集団による対抗と提携に視点を置いたため、内閣と議会を中心とする立憲政治本来の姿を見えにくくしていると問題提起を行っている（内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣出版、2005年）序論）。
- 27) 「藩閥内閣」「超然内閣」「政党内閣」「中間内閣」「挙国一致内閣」など、戦前期の内閣には多くの名称が

与えられているが、その多くはどのような政治勢力が内閣の構成主体になっているかによって命名されることが多い。